

札幌学院大学経済経営学部履修細則

令和3年4月1日制定

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 学科課程及び授業科目（第2条―第5条）
- 第3章 履修科目の登録及び履修方法（第6条―第10条）
- 第4章 試験及び単位の認定（第11条―第16条）
- 第5章 卒業見込証明書の発行（第17条）
- 第6章 編入学及び転学部・転学科（第18条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この細則は、札幌学院大学学則（以下「学則」という。）第20条の規定に基づき、経済経営学部学生の履修に必要な事項を定める。

2 この細則に定めのない事項又はこの細則により難しい事情のあるものについては、経済経営学部教授会で、特別の定めをすることができる。

第2章 学科課程及び授業科目

（課程修了の要件）

第2条 経済学科の学則第10条に規定する課程修了の要件は、次表によるものとする。

授業科目の区分		必要単位数	
教養科目	基礎科目群	英語ⅠA、英語ⅡA、英語ⅠB、英語ⅡB、英語ⅢB、英語ⅣBから4単位以上 外国人留学生のみ、日本語A、日本語B、日本語C、日本語D、応用日本語A、応用日本語Bから4単位以上	
	人文・社会・健康・ 自然科目群		
	キャリア科目群		
	グローバル科目群		
教養科目 計		合計 28 単位以上	
専門科目	導入科目群	6 単位	
	専門基礎科目群	Ⅰ群	Ⅰ群 10 単位、Ⅱ群 8 単位、Ⅲ群 8 単位を含む合計 34 単位以上
		Ⅱ群	
		Ⅲ群	
		Ⅳ群	
	ゼミナール	4 単位	
コース科目群	選択必修科目 8 単位を含む 16 単位以上		
専門科目 計		合計 76 単位以上	
合計		124 単位以上	

2 経営学科の学則第10条に規定する課程修了の要件は、次表によるものとする。

授業科目の区分		必要単位数
教養科目	基礎科目群	8 単位以上
	人文・社会・健康・ 自然科目群	
	キャリア科目群	
教養科目 計		合計 24 単位以上
専門科目	基礎科目群	指定した 2 科目 4 単位から 2 単位以上
	ゼミナール科目群	
	実践科目群	
	基本科目群	指定した 9 科目 20 単位から 10 単位以上
	展開科目群	指定した 11 科目 24 単位から 8 単位以上
	国際科目群	
専門科目計		合計 80 単位以上
合計		124 単位以上

3 本学が開講するその他の教養科目、他学部・他学科の専門科目で修得した単位は、課程修了の要件に含めることができる。

（コース制）

- 第3条 経済学科には、現代経済、キャリア・アップ・プログラムの2コースを置く。
- 2 経済学科の現代経済コースには、国際経済、地域経済の2プログラムを置く。
- 3 経済学科のキャリア・アップ・プログラムコースに公共政策（公務員養成）、金融（FP）、情報（IT）の3プログラムを置く。
- 4 経営学科には、会計、経営、グローバルの3コースを置く。

（授業科目の定義）

第4条 学則第8条の2に規定する授業科目は、必修科目、選択必修科目、選択科目及び課程修了要件外科目からなる。

- 2 必修科目とは、必ず履修し、単位を修得することが課程修了の要件となっている科目をいう。
- 3 選択必修科目とは、各科目群のうちから指定された単位数以上を修得しなければならない科目をいう。
- 4 選択科目とは、各人が選択し、履修できる科目をいう。
- 5 課程修了要件外科目とは、課程修了の要件には含まれない科目をいい、次のとおりとする。

（1）専門科目「教職科目（教科に関する専門的事項）」

（授業科目の編成）

第5条 各授業科目の配当学年及び開講期等は、別に定める。

第3章 履修科目の登録及び履修方法

（履修登録）

第6条 学生は、毎年、学年当初の指定された登録期間に履修登録をしなければならない。ただし、あらかじめ履修科目を指定する場合がある。

- 2 前項の履修登録を行った学生は、必要がある場合には後期開始当初の指定された登録期間に履修登録の変更を行うことができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するときは、前項の登録期間に後期のみの履修登録をしなければならない。

（1）前期に休学し、後期から復学する場合

（2）学則第13条の2で規定する他の大学又は短期大学における授業科目の履修あるいは同第13条の2第2項で規定する外国の大学又は短期大学への留学のため、学年の始めに履修登録ができなかった場合

（履修登録の承認）

第7条 経済学科の卒業論文及び専門ゼミナールⅠ・専門ゼミナールⅡ・専門ゼミナールⅢについては、事前に担当教員の承認を受けるものとする。

- 2 経営学科の卒業論文及び基礎ゼミナールⅠ・基礎ゼミナールⅡ・専門ゼミナールⅠ、専門ゼミナールⅡ、応用ゼミナールⅠ、応用ゼミナールⅡ、応用ゼミナールⅢについては、事前に担当教員の承認を受けるものとする。

（履修科目の登録上限）

第8条 第2条で指定する授業科目について、学生が各学年において履修登録することができる履修科目の登録上限は、次表によるものとする。ただし、経営学科生については、短期国際インターンシップA及び短期国際インターンシップBを、履修科目の登録上限に含まないものとする。

	1年次	2年次	3年次	4年次
経済学科	42単位	48単位	48単位	48単位
経営学科	48単位	48単位	48単位	48単位

- 2 すでに単位を修得した科目は、再履修登録することができない。

（学年配当）

第9条 履修登録は、各学年に配当された科目に限る。ただし、下級学年に配当されている科目の履修登録を妨げない。

（諸資格課程）

第10条 学則第14条、第15条及び第16条に規定する教職課程、学芸員課程及び社会教育主事については、別に定めるところによる。

第4章 試験及び単位の認定

（出席制度）

第11条 授業科目において、出席制度を採用することができる。

(単位の認定)

第12条 各授業科目における単位の認定は、原則として試験によって行う。ただし、試験により難しい科目については、レポート及び平素の成績によって認定することができる。

(定期試験)

第13条 試験は各学期末試験、各学期の中間試験及び担当者の判断により随時行う試験とし、科目ごとに4単位科目は2回以上、2単位科目は1回以上実施することを原則とする。

- 2 前項の試験実施において、1授業科目のうち1回でも受験を放棄した場合は、原則として当該履修科目は無効とする。
- 3 受験資格、注意事項等については、別に定めるところによる。

(追試験)

第14条 前条に規定する試験を受験できなかった者に対し、追試験を行うことがある。

- 2 追試験の受験資格等については、別に定めるところによる。

(再試験)

第15条 第14条に規定する定期試験において合格点に達しなかった者に対し、再試験を行うことがある。

- 2 前項に規定する再試験は、外国語科目及び専門科目のみとする。
- 3 再試験の受験資格等については、別に定めるところによる。

(不正行為の処置)

第16条 試験において、不正行為が行われた場合は、当該試験期間の全受験科目（平常点評価科目・レポート提出科目は除く）の単位を認めない。また、教授会は当該学生に対して適当な処置を行うことができる。

- 2 前項の処置については、公示する。

第5章 卒業見込証明書の発行

(卒業見込証明書の発行基準)

第17条 卒業見込証明書の発行は、第3学年末における修得単位数の合計が90単位以上であり、かつ第4学年の履修単位数を含め、卒業要件を満たすことを基準とする。

- 2 前項の基準に満たない者については、第4学年前期成績を考慮して卒業見込証明書を発行することができる。
- 3 前2項により卒業見込証明書を発行できる者であっても、当年度内に卒業要件を満たさないことが判明した場合には、卒業見込証明書を発行しない。
- 4 第4学年で卒業延期となった者については、前3項を準用する。

第6章 編入学及び転学部・転学科

(編入学及び転学部・転学科)

第18条 学則第33条及び第34条に規定する編入学及び転学部・転学科の取り扱い、単位の認定並びに履修の方法等については、別に定めるところによる。

附 則

この細則は、令和3年4月1日から施行する。